

## 【一般貨物自動車運送事業者関係】

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
20251201	岡山丸進運輸株式会社(法人番号8260001030574)代表者半田祐也	岡山県笠岡市東大戸996-1	本社営業所	岡山県笠岡市東大戸996-1	輸送施設の使用停止(90日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第17条第1項第1号及び同法第4項	令和6年3月13日、同年5月17日及び同年5月31日に、死亡事故を惹起したことを端緒として監査を実施。11件の違反が認められた。(1)勤務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)勤務時間等基準告示のお書き遵守違反(安全規則第3条第4項)、(3)疾病、疲労等のおそれのある運行の業務(安全規則第3条第6項)、(4)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項及び第3項)、(5)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)、(6)業務の記録義務違反(安全規則第8条)、(7)業務の記録事項義務違反(安全規則第8条)、(8)運行指示書の作成義務違反(安全規則第9条の3第1項)、(9)運転者等台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(10)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)、(11)運転者に対する指導監督の記録事項義務違反(安全規則第10条第1項)	9	9
20251202	富永運送有限会社(法人番号3240002037146)代表者日浦雄基	広島県廿日市市津田1150番地2	広島営業所	広島県広島市安佐北区安佐町久地520-1	文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第17条第4項	令和7年10月14日に、重傷事故を惹起したことを端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第9条)、(2)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)	0	0
20251203	株式会社川田建材(法人番号7270001003084)代表者木村文明	鳥取県八頭郡八頭町隼福335番地	本社営業所	鳥取県八頭郡八頭町隼福335番地	輸送施設の使用停止(10日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第9条第1項及び同法第17条第4項	令和6年6月18日及び同年11月7日に、死亡事故を惹起したことを端緒として監査を実施。9件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(休憩睡眠施設)(貨物自動車運送事業施行規則第2条第1項第6号)、(2)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項及び第2項)、(3)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)、(4)業務の記録事項義務違反(安全規則第8条)、(5)運行記録計による記録義務違反(安全規則第9条)、(6)運転者等台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(7)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)、(8)運転者に対する指導監督の記録事項義務違反(安全規則第10条第1項)、(9)特定の運転者に対する適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)	1	1

20251211	株式会社アイ・エム・シー(法人番号1290001043935)代表者松本豊	福岡県朝倉市三奈木2266番地1	山口営業所	山口県山陽小野田市大字山野井2056	輸送施設の使用停止(20日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第9条第3項、第17条第1項第1号及び同条第4項	令和6年7月30日、同年10月4日及び同年11月14日に、酒気帯び運転を惹起したことを端緒として監査を実施。7件の違反が認められた。(1)事業計画の変更届出違反(事業用自動車の数)(貨物自動車運送事業法施行規則第6条第1項第1号)、(2)勤務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(3)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項及び第3項)、(4)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)、(5)運行指示書の作成義務違反(安全規則第9条の3第1項)、(6)運転者等台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(7)運転者に対する指導監督の記録事項義務違反(安全規則第10条第1項)	2	2
20251217	エバー運輸企業組合(法人番号4240005001932)代表者山田昭夫	広島県広島市中区堺町1丁目2番9号303	呉営業所	広島県呉市広徳丸町14番3号	輸送施設の使用停止(150日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第9条第1項及び同法第17条第4項	令和6年6月28日、同年9月3日及び令和7年1月8日に、横転事故を惹起したこと及び情報提供を端緒として監査を実施。7件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(車庫)(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第5号)、(2)点呼の記録事項義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第5項)、(3)業務の記録事項義務違反(安全規則第8条)、(4)業務の記録の不実記載(安全規則第8条)、(5)運行記録計による記録義務違反(安全規則第9条)、(6)運行記録計による記録の不実記録(安全規則第9条)、(7)特定の運転者に対する適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)	15	15
20251223	株式会社ウォーム運輸(法人番号5260001029347)代表者加納隆正	岡山県岡山市北区奉還町3-2-14	本社営業所	岡山県岡山市中区関398-8グレースコート関306号室	輸送施設の使用停止(50日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第17条第1項第1号及び同条第4項	令和6年10月30日及び同年11月28日に、情報提供を端緒として監査を実施。7件の違反が認められた。(1)勤務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)疾病、疲労等のおそれのある運行の業務(安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)、(4)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)、(5)運転者等台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(6)運転者に対する指導監督の記録事項義務違反(安全規則第10条第1項)、(7)特定の運転者に対する特別な指導義務違反(安全規則第10条第2項)	5	5

## 【貨物自動車運送事業者関係】

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
20251203	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	奈義郵便局	岡山県勝田郡奈義町豊沢浜336-3	輸送施設の使用停止(106日車)	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月16日に監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)		
20251203	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	笠岡郵便局	岡山県笠岡市四番町6-8	輸送施設の使用停止(82日車)	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月28日に監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)		
20251203	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	油谷郵便局	山口県長門市油谷新別名1009-4	輸送施設の使用停止(102日車)	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月10日に監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)		
20251203	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	真長田郵便局	山口県美祢市美東町真名字実近515-1	輸送施設の使用停止(99日車)	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月24日に監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)		
20251203	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	大島郵便局	山口県大島郡周防大島町小松193-2	輸送施設の使用停止(115日車)	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月25日に監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)		
20251203	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	由宇郵便局	山口県岩国市由宇町中央1丁目8-10	輸送施設の使用停止(60日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月25日に監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)		
20251203	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	小月郵便局	山口県下関市小月本町1-9-7	輸送施設の使用停止(60日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月28日に監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)		
20251203	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	須佐郵便局	山口県萩市大字須佐4605-9	輸送施設の使用停止(111日車)	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされたとの報告を端緒として、令和7年7月30日に監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)		

20251203	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	八坂郵便局	山口県山口市徳地八坂三谷川1755-2	輸送施設の使用停止(60日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月1日に監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)		
20251203	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	堀郵便局	山口県山口市徳地堀1659-3	文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月1日に監査を実施。1件の違反が認められた。点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)		
20251203	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	須々万郵便局	山口県周南市須々万本郷486-10	文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月27日に監査を実施。1件の違反が認められた。点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)		
20251203	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	小野郵便局	山口県宇部市小野3910-8	文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年9月3日に監査を実施。1件の違反が認められた。点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)		
20251203	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	千酌郵便局	島根県松江市美保関町北浦171-1	文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月18日に監査を実施。1件の違反が認められた。点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)		
20251203	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	口羽郵便局	島根県邑智郡邑南町下口羽1207-1	文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月1日に監査を実施。1件の違反が認められた。点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)		
20251203	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	横田郵便局	島根県仁多郡奥出雲町横田943-11	文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月7日に監査を実施。1件の違反が認められた。点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)		
20251203	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	矢玉郵便局	山口県下関市豊北町矢玉481	輸送施設の使用停止(67日車)	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年9月12日に監査を実施。1件の違反が認められた。点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)		
20251210	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	日生郵便局	岡山県備前市日生町日生2215-2	文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月16日に監査を実施。1件の違反が認められた。点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)		
20251210	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	井倉郵便局	岡山県新見市井倉554-2	文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月6日に監査を実施。1件の違反が認められた。点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)		

20251210	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	加茂郵便局	岡山県津山市加茂町塔中33	輸送施設の使用停止(95日車)	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月26日に監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)		
20251210	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	新山郵便局	岡山県加賀郡吉備中央町尾原620	文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年9月9日に監査を実施。1件の違反が認められた。点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)		
20251210	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	御津郵便局	岡山県岡山市北区御津金川320-8	輸送施設の使用停止(140日車)	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年9月5日に監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)		
20251210	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	高松郵便局	岡山県岡山市北区高松254-2	輸送施設の使用停止(110日車)	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年9月5日に監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)		
20251210	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	矢神郵便局	岡山県新見市哲西町矢田1685-3	輸送施設の使用停止(102日車)	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年9月19日に監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)		
20251210	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	三石郵便局	岡山県備前市三石359-1	輸送施設の使用停止(103日車)	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年10月6日に監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)		
20251210	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	弓削郵便局	岡山県久米郡久米南町下弓削519-1	輸送施設の使用停止(60日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年10月23日に監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)		
20251210	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	上関郵便局	山口県熊毛郡上関町室津199-1	文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年9月4日に監査を実施。1件の違反が認められた。点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)		
20251210	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	平野郵便局	山口県大島郡周防大島町平野1484-2	文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年9月4日に監査を実施。1件の違反が認められた。点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)		

20251210	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	阿川郵便局	山口県下関市豊北町阿川630-8	文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年9月5日に監査を実施。1件の違反が認められた。点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)		
20251210	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	宍道郵便局	島根県松江市宍道町宍道873-6	文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月7日に監査を実施。1件の違反が認められた。点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)		
20251210	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	西郷郵便局	島根県隱岐郡隱岐の島町西町八尾の-55	文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年10月10日に監査を実施。1件の違反が認められた。点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)		
20251210	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	仁万郵便局	島根県大田市仁摩町仁万850-11	輸送施設の使用停止(85日車)	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月27日に監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)		
20251210	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	柏淵郵便局	島根県邑智郡美郷町柏渕258	輸送施設の使用停止(140日車)	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年9月4日に監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)		
20251210	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	市山郵便局	島根県江津市桜江町市山302-1	輸送施設の使用停止(95日車)	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年9月10日に監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)		
20251210	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	美保関郵便局	島根県松江市美保関町美保関661-3	文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月3日に監査を実施。1件の違反が認められた。1件の違反が認められた。点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)		
20251210	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	波子郵便局	島根県江津市波子町イ1265-111	輸送施設の使用停止(91日車)	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年9月11日に監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)		
20251210	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	大崎郵便局	広島県豊田郡大崎上島町中野4610-1	文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月10日に監査を実施。1件の違反が認められた。点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)		
20251210	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	甲山郵便局	広島県世羅郡世羅町西上原宮田垣内90-11	文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月4日に監査を実施。1件の違反が認められた。点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)		

20251210	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	坂郵便局	広島県安芸郡板町横浜中央1-6-45	文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年9月2日に監査を実施。1件の違反が認められた。1件の違反が認められた。点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)		
20251210	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	作木郵便局	広島県三次市作木町作木1542	文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年9月2日に監査を実施。1件の違反が認められた。点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)		
20251210	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	比和郵便局	広島県庄原市比和町比和991	文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年9月4日に監査を実施。1件の違反が認められた。点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)		
20251210	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	山南郵便局	広島県福山市沼隈町山南1424-2	文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年9月8日に監査を実施。1件の違反が認められた。点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)		
20251217	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	特牛郵便局	山口県下関市豊北町神田1478-5	文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年9月5日に監査を実施。1件の違反が認められた。点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)		
20251217	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	長門郵便局	山口県長門市東深川1894-1	文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年9月9日に監査を実施。1件の違反が認められた。点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)		
20251217	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	島地郵便局	山口県山口市徳地島地三反畠61-2	文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年9月11日に監査を実施。1件の違反が認められた。点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)		
20251217	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	木次郵便局	島根県雲南省木次町木次372-5	文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月18日に監査を実施。1件の違反が認められた。点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)		
20251217	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	石見今市郵便局	島根県浜田市旭町今市485-5	文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月25日に監査を実施。1件の違反が認められた。点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)		
20251217	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	川本郵便局	島根県邑智郡川本町川本522-5	文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月29日に監査を実施。1件の違反が認められた。点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)		

20251217	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	千代田郵便局	広島県山県郡北広島町有田5-1	輸送施設の使用停止 (60日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法 (以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月29日に監査を実施。3件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)、(3)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)		
20251217	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	西大田郵便局	広島県世羅郡世羅町重永15-3	輸送施設の使用停止 (63日車)	貨物自動車運送事業法 (以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月29日に監査を実施。1件の違反が認められた。点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)		
20251217	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	福富郵便局	広島県東広島市福富町久芳金口1539-26	輸送施設の使用停止 (110日車)	貨物自動車運送事業法 (以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月29日に監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)		
20251217	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	神田郵便局	広島県三原市大和町下徳良1806	輸送施設の使用停止 (89日車)	貨物自動車運送事業法 (以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年9月2日に監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)		
20251217	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	千代田郵便局	広島県福山市沼隈町草深1703-1	輸送施設の使用停止 (60日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法 (以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年9月8日に監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)		
20251217	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	板城郵便局	広島県東広島市黒瀬町小多田325	輸送施設の使用停止 (98日車)	貨物自動車運送事業法 (以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年9月12日に監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)		
20251217	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	和木郵便局	広島県三原市大和町和木1599-8	輸送施設の使用停止 (39日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法 (以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年9月26日に監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)		
20251217	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	三和郵便局	広島県三次市三和町羽出庭1272-2	輸送施設の使用停止 (58日車)	貨物自動車運送事業法 (以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年10月9日に監査を実施。1件の違反が認められた。点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)		
20251217	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	総領郵便局	広島県庄原市総領町稻草2061	輸送施設の使用停止 (35日車)	貨物自動車運送事業法 (以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年10月9日に監査を実施。1件の違反が認められた。点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)		

20251217	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	横田郵便局	広島県安芸高田市美土里横田2126-3	輸送施設の使用停止 (36日車)	貨物自動車運送事業法 (以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年10月9日に監査を実施。1件の違反が認められた。点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)		
20251223	日本貨物輸送株式会社(法人番号8240001047562) 代表者山崎茂	広島県廿日市市河津原1322-1	本店営業所	広島県廿日市市河津原1332-1	輸送施設の使用停止 (60日車)	貨物自動車運送事業法 (以下「法」)第36条第2項により準用する法第15条第4項	重傷巻き逃げ事故を惹起したことを端緒として、令和7年11月25日に監査を実施。4件の違反が認められた。(1)疾病、疲労等のおそれのある運行の業務(安全規則第3条第6項)、(2)自動車車庫の位置義務違反(安全規則第6条)、(3)貨物軽自動車運転者台帳の作成義務違反(安全規則第9条の6第1項)、(4)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)		
20251224	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	奥津郵便局	岡山県苦田郡鏡野町女原115-2	文書警告	貨物自動車運送事業法 (以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年10月24日に監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)		
20251224	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	総社郵便局	岡山県総社市総社1-1-45	文書警告	貨物自動車運送事業法 (以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年10月30日に監査を実施。1件の違反が認められた。点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)		
20251224	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	大原郵便局	岡山県美作市古町1612-27	文書警告	貨物自動車運送事業法 (以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年10月31日に監査を実施。1件の違反が認められた。点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)		
20251224	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	波佐郵便局	島根県浜田市金城町波佐イ423-2	輸送施設の使用停止 (34日車)	貨物自動車運送事業法 (以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月15日に監査を実施。1件の違反が認められた。点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)		
20251224	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	田所郵便局	島根県邑智郡邑南町下田所132-3	輸送施設の使用停止 (60日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法 (以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年9月2日に監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)		
20251224	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	小田郵便局	島根県出雲市多伎町小田550	輸送施設の使用停止 (35日車)	貨物自動車運送事業法 (以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月28日に監査を実施。1件の違反が認められた。点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)		
20251224	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	跡市郵便局	島根県江津市跡市町390-1	輸送施設の使用停止 (38日車)	貨物自動車運送事業法 (以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年9月11日に監査を実施。1件の違反が認められた。点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)		

20251224	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	中野郵便局	島根県邑智郡邑南町中野744-10	輸送施設の使用停止(60日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年9月17日に監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)		
20251224	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	津田郵便局	島根県益田市遠田町327-3	輸送施設の使用停止(57日車)	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年9月17日に監査を実施。1件の違反が認められた。点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)		
20251224	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	六日市郵便局	島根県鹿足郡吉賀町六日市959-11	輸送施設の使用停止(50日車)	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年9月17日に監査を実施。1件の違反が認められた。点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)		
20251224	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	白上郵便局	島根県益田市白上町イ690-1	輸送施設の使用停止(52日車)	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年9月18日に監査を実施。1件の違反が認められた。点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)		
20251224	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	江津郵便局	島根県江津市江津町1520-86	輸送施設の使用停止(137日車)	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年5月15日及び同年9月18日に監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)		
20251224	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	吉田郵便局	島根県雲南市吉田町吉田1080-17	輸送施設の使用停止(44日車)	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年9月11日に監査を実施。1件の違反が認められた。点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)		
20251224	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	東城郵便局	広島県庄原市東城町川東1345-4	文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年9月12日に監査を実施。1件の違反が認められた。点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)		
20251224	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	油木郵便局	広島県神石郡神石高原町油木乙2001-2	文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年9月12日に監査を実施。1件の違反が認められた。点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)		
20251224	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	口南郵便局	広島県庄原市口和町永田767-3	文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年9月18日に監査を実施。1件の違反が認められた。点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)		
20251224	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	鈴張郵便局	広島県広島市安佐北区安佐町鈴張2025-5	文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年9月25日に監査を実施。1件の違反が認められた。点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)		

20251224	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	加計郵便局	広島県山県郡安芸大田町 加計3315-1	文書警告	貨物自動車運送事業法 (以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年9月25日に監査を実施。1件の違反が認められた。点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)		
20251224	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	芸北郵便局	広島県山県郡北広島町川 小田505	文書警告	貨物自動車運送事業法 (以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年9月25日に監査を実施。1件の違反が認められた。点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)		

安全規則: 貨物自動車運送事業輸送安全規則